

令和4年3月28日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官

各宛て

神戸市会議長 坊 恭 寿

文書通信交通滞在費及び立法事務費に関する
制度の見直しを求める意見書

令和3年10月31日投開票の衆議院議員総選挙の当選者に対し、文書通信交通滞在費（以下「文通費」といいます。）が、同年11月1日に当選確定した議員を含め、投開票日である同年10月31日を基準日として、10月分の満額100万円が支給されたことを発端に、文通費及び立法事務費の使途や扱いについて、情報公開の徹底などの改善を求める声が国民から上がっています。

文通費は、国会法第38条及び国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定により「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」、全ての国会議員に月額100万円が支給されています。

しかし、法律上、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がないため、その原資は国民が納めた税金であるにもかかわらず、法が求める使途どおり支出されているか確認できず、大きな政治不信を生んでいます。

また、立法事務費は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律により、衆参両院における各会派の所属議員数に応じて各会派に交付すると定められており、各会派に対し議員1人につき月額65万円の立法事務費が交付されています。しかし、これについても文通費と同様に、法律上、使途報告書の提出、領収書の添付、残金の返還等の規定がありません。

一方、我々神戸市会は、他の多くの地方議会同様、政務活動費の使途や扱いについて市民に対し説明責任を果たすため徹底した情報公開を行っています。すなわち神戸市会政務活動費の交付等に関する条例及び神戸市会政務活動費経理要綱

等において、交付方法や金額、経費の範囲、また残金の返還等を細かく定めており、趣旨に反する支出には政務活動費を充当することができません。さらに支出に関する領収書や納品書等の添付及びその内容のインターネット公開を義務付けており、その使途の透明性を高める制度となっています。

よって、国におかれては、文通費及び立法事務費の使途の透明性と公正性を担保し、納税者が納得する国会議員の活動の在り方を実現するため、所要の法改正を始めとする文通費及び立法事務費の制度の見直しに早急に取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。